

第 47 回懸賞金付定期預金「SMILE75」取扱要項
懸賞金付定期預金「SMILE75」預金規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ



第 47 回 懸賞金付定期預金「SMILE75」 取扱要項

1. 預入金額

50 万円以上 1,000 万円未満(端数受入可)

2. 募集期間

令和 6 年 11 月 15 日(金)から令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

3. 対象者

個人の方(個人事業主の方を含みます。)

ご本人名義の普通預金口座(お利息兼当選金受取口座)をお持ちの方

「当行に新たにお預けいただく資金」が 50 万円以上の方

※「当行に新たにお預けいただく資金」とは他行の預金や現金等が対象となります。

4. 懸賞金抽選日・抽選場所

懸賞金については、令和 7 年 11 月 5 日(水)に沖縄海邦銀行本店にて抽選会を行います。

5. 当選の発表

懸賞金の当選番号は抽選日の翌営業日以後、当行ホームページに掲示致します。

6. 預金金利の支払方法

店頭表示金利に 0.05% 上乗せした金利により、満期日に指定口座へ入金されます。

7. 懸賞金抽選権

(1) 定期預金 10 万円につき 1 本の懸賞金抽選権(抽選番号)をつけます。

(2) 懸賞金抽選権(抽選番号)は各組 10,000 番から 19,999 番までの 1 万本を 1 ユニットとします。

8. 懸賞金の支払方法

(1) 証書等に記載の抽選番号が当選したときは、当選の等級に応じた懸賞金を受け渡します。

9. 懸賞金の内訳

懸賞金抽選権 1 ユニット(1 万本)あたりの当選本数は次のとおりとします。

等 級	懸賞金(税引前)	当選本数
1 等(下 4 桁)	10 万円	1 本
2 等(下 4 桁)	5 万円	5 本
3 等(下 3 桁)	1 万円	50 本
合 計		56 本

※懸賞金は国税・地方税が源泉分離課税され、満期日に差引分を指定口座に入金いたします。

※ひとつの当選番号で複数等級の重複当選はありません。

※お一人につき当選金は 10 万円を上限といたします。

10. 期限前解約

この預金は、期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約する時の懸賞金のお取り扱いは次のとおりと致します。

(1) 当行がやむをえないものと認めて期限前解約する場合は、懸賞金抽選権は失効します。

(2) 抽選日の翌営業日以後に解約する場合、証書等に記載の抽選番号が当選している場合も、抽選権は失効します。

詳しくは、最寄りの営業店窓口までお問い合わせください。

以上

懸賞金付き定期預金 預金規定

1. (懸賞金抽選権)

この預金には1口につき1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選番号は証書または総合口座通帳の定期預金兼担保明細(以下「証書等」とする)に記載のとおりとします。

※1口金額は、当該商品発売時に公表します。

2. (懸賞金)

(1) 証書等に記載の抽選番号が当選したときは、当選の等級に応じた懸賞金を受け渡します

(2) この預金は満期日の前には解約できません。当行がやむをえないものと認めて解約する場合は、懸賞金抽選権は失効します。

また、抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、証書等に記載の抽選番号が当選している場合も、抽選権は失効します。

3. (譲渡・質入れの禁止)

(1) この預金証書等、懸賞品・懸賞金抽選権または懸賞品・懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

(3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。

4. (懸賞金に係る課税)

懸賞金は、預金利息同様に国税・地方税が源泉分離課税されます。

5. (自動継続)

(1) この預金は、証書(または、通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。(継続後は抽選権付与および優遇金利の適用はありません。)

(2) 預入日の1年後の応当日のこの預金利息及び懸賞金は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金されます。

6. (その他定期預金規定の適用) この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」及び「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)〈単利型〉」が適用されるものとします。

7. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年11月15日現在)